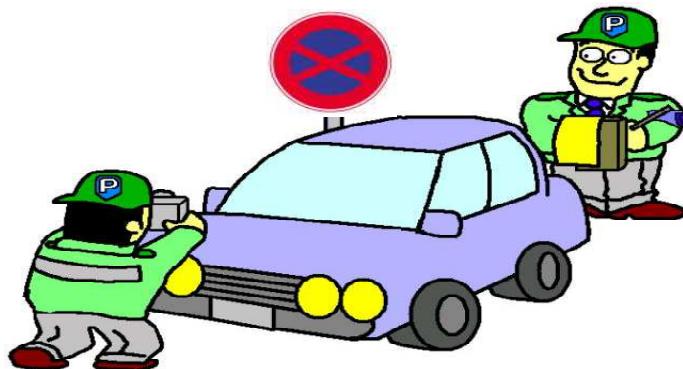


駐車監視員資格者講習開催のお知らせ



1 駐車監視員資格者講習の目的

本講習は、駐車監視員として道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識を修得することを目的としています。

2 駐車監視員資格者講習の対象者

駐車監視員の資格を得ようとされる方

3 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 期日

ア 講習

令和8年1月27日（火）、28日（水）の2日間

（両日とも、午前9時30分から午後6時20分まで）

イ 修了考查

令和8年2月3日（火） 午前9時30分から午前10時30分まで

※ 受付時間：講習、修了考查ともに午前9時から午前9時25分まで

(2) 場所（講習及び修了考查）

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁新館B24会議室（地下2階）

※ 当講習参加者用の駐車場はありません。来庁の際は、公共交通機関を利用するか近隣の有料駐車場を利用して下さい。

4 駐車監視員資格者講習の方法

(1) 講習

	講 習 内 容	講習時間（時間）
1 日 目	交通警察総説	1
	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	2
	放置車両の確認に必要な基礎知識	4
2 日 目	放置車両の確認に必要な基礎知識	2
	放置車両確認等の実施要領等	4
	基本的心構え及び職務倫理	1
2日間合計		14

(2) 修了考查

次のとおり筆記試験により行います。

ア 修了考査の出題は、正誤式問題50問です。

イ 配点は1問につき2点です。

ウ 90点以上の方が合格です。

5 駐車監視員資格者講習の受講手続等

(1) 受講申込み期限

令和8年1月13日（火）午後5時まで

(2) 受講申込み書類等の提出先及び提出方法

ア 提出先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

イ 提出方法

直接持ち込み

注) 郵送による申込みは受け付けできません。

代理人による申込みの場合は、委任状を提出してください。

(3) 受講申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 写真1葉（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル×横2.4センチメートルのもの）

※ 駐車監視員資格者講習受講申込書は、大分県警察本部交通部交通指導課及び各警察署の交通課で受領できるほか、本ホームページからもダウンロードできます。

(4) 受講手数料の金額、納入時期及び納入方法

ア 受講手数料の金額

20,000円

イ 受講手数料の納入時期

駐車監視員資格者講習受講申込書提出時

ウ 受講手数料の納入方法

大分県使用料及び手数料条例第4条第2項の方法により納入して下さい。

手数料を大分県収入証紙により納入する場合、駐車監視員資格者講習受講申込書に貼り付けて納入してください。

なお、本講習を受講しなかった場合でも、既に納入された受講手数料は返還できません。

注1) 切手、収入印紙、他府県の収入証紙等を貼り付けないでください。

注2) 大分県収入証紙は、消印しないでください。

注3) 大分県収入証紙は、各地方振興局、各県税事務所、各土木事務所等で取り扱っています。

6 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

(1) 時期

修了考查後

(2) 方法

修了考查合格者に対して、会場で直接交付します。

7 駐車監視員資格者講習に関するお問合せ先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

（電話 097-532-6200）



第7号様式（第9条関係）（平19公委規則17・令3公委規則5・令4公委規則9・令5公委規則8・令7公委規則9・一部改正）

（表）

※受理年月日	年月日
※受理番号	
※修了証明書交付年月日	年月日
※修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年月日

大分県公安委員会 殿

（申込者の氏名）

申 込 者	本籍				
	住所	〒	一	都道府県	
	氏名	電話()	一	(自宅・携帯)	
	生年月日	年	月	日生	
	勤務先その他連絡先	電話()	一	写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	受講希望年月日				

実 施	※受講年月日 (修了考查)	年月日から 年月日まで (年月日)	※修了考查の結果	合・否
	※受講場所			
	※受講番号			

手数料欄	
------	--

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
3 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者